

陸上自衛隊の広報活動に関する達の改正趣旨等について（通達）

昭和 47 年 12 月 4 日

陸幕 1 第 614 号

改正 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面總監
各部隊長 殿
各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 31）

陸上自衛隊の広報活動に関する達の改正趣旨等について（通達）
標記について、下記のとおりであるからこれの施行に当たっては、遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

現行の陸上自衛隊の広報活動に関する達（陸上自衛隊達第 31—1 号）は施行後 5 箇年間を経過し、その間社会情勢の変遷等により生じた不備事項等についてはその都度通達等をもって補備しつつ今日に至っているが、これらを総合整理し現行達の一部を改正したものである。

2 主要改正事項

- （1） 「隊内生活体験」及び「外国人の取扱い」を新設し明確にした。
- （2） 「報告様式」は従来陸上自衛隊として必要な項目に限定していたが陸・海・空 3 自衛隊に統一した項目、内容に改め防衛省全般の広報資料として活用することにした。

3 解説

（1） 隊内生活体験

ア 近時自衛隊の国民への定着度の向上につれ逐次「隊内における生活を体験すること」を第一義の目的とする「隊内生活体験」を希望する団体等が増加し今後ともこの傾向が続くものと予測される。このため、「隊内生活体験」の概念を確立するとともに従来通達等によって指示した手続、取扱い等を明文化したものである。

なお、「隊内生活体験」は部外者に対し自衛隊の現況を直接体験させ得る第一線部隊における重要な広報手段であるので、これを適切に実施する

ことにより広報成果の向上を期することが肝要である。そのため、隊内生活体験について国民の誤解を受け、広報効果を損なうことのないよう、隊内生活体験者の選定等について十分配慮することが必要である。

第1条第5号「隊内生活体験」

この条においては「隊内生活体験」の概念を明確にし部外者が隊内において宿泊起居することができることを明らかにするとともに、「教育訓練の受託」（自衛隊法第100条の2）に基づく教育訓練実施のための隊内宿泊とを区別したものである。

イ 第19条・第19条の2「隊内生活体験の手續及び取扱い」、別紙第1—2「陸上自衛隊隊内生活体験申込書」

(ア) 隊内生活体験の概念を第1条第5号において明確に記述したことに関連し第18条及び第18条の2の「取材及び見学の手続・取扱い」とは別条としてその手続、取扱い及び申込書を規定した。

(イ) 受諾の条件

隊内生活体験の要請を受けた場合は、特に、「広報上の効果を期待し得ること」及び「隊務及び保全上の支障がないこと」の2点を考慮し諾否を決定すべきである。

この制度の目的は自衛隊における「所掌事務の周知宣伝」（防衛省設置法第4条）にあり、第一線部隊としての重要な広報手段の一つである。したがって相応の効果を期待しうることが基本的条件の一つであり、広報活動に該当しないものたとえば、単に宿泊・給食等の便宜供与にとどまるもの等を隊内生活体験として処理するのは適当でない。

なお、要請に対しては、前記要件を満たす範囲において、積極的に受諾し総合的な広報成果の向上を図るように努めるべきである。

(ウ) 別紙第1—2第7項の確認要領

広報実施担当官が、隊内生活体験の申出を受けた場合の確認の要領は次によるものとする。

a 確認は「申込責任者」に対し実施するものとし、隊内生活体験希望者全員に対して実施することは必要ない。ここにいう「確認」とは広報実施担当者が自ら又は適当と認められる機関等に対し照会を行い「申込責任者」が別紙第1—2第7項に示す事項に該当しないことの確証を得ることをいう。

「適当と認められる機関等」とは、駐屯地等の警備、保全の責任者、治安機関等のほか常識的にみて証明を行うことができると信じ得る立場にある者、例えば申込責任者の公職上の上司（管理職又はそれに担当する者）、面識ある幹部自衛官、相応の社会的地位のある者等をいう。

b 照会又はその回答が口頭による場合は、申込書と別葉として、次の事項を記載し、確認実施者が署名・押印するものとする。

(a) 照会日時

(b) 〃 対象者（申込責任者）住所・氏名・職業・生年月日、その他参考となる事項

(c) 照会先及び手段

- (d) 照会結果
- (e) 確認日時
- (f) 確認実施者、官職、氏名、押印
- (エ) 隊内生活体験課目及び行事等
 - a 隊内生活体験の課目及び行事等の選定に当たっては「教育訓練の受託」（自衛隊法第 100 条の 2）に基づく部外者に対する教育訓練の実施と厳格に区別して行う必要がある。そのため全般を通じ隊内生活体験の指導に当たっては、自衛隊員が直接部外者を教育訓練しているかのごとき誤解を招かぬよう配慮するものとする。
 - b 隊内生活体験については、当該実施部隊等が日課を定め、適切な指導の下に実施する。ただし、広報効果を損なわないと認められる範囲内において隊内生活体験者側の希望する行事を日課に加えて差し支えない。
 - c 隊内生活体験の日課は、次に掲げる課目を標準とし、時間を適正に配分して定める。
- (a) 防衛問題に関する説明
- (b) 自衛隊の現況説明
- (c) 個人及び集団の行動に関する基本動作
- (d) 体育
- (e) 隊内見学及び装備品等の見学
- (f) 教育訓練の見学
- (g) 戦車等の体験搭乗
- (h) 広報映画の上映
- (i) 隊員との懇談
- d 隊内生活体験希望者側の要望があつた場合においても、法令に抵触するものについては容認しないものとする。例えば隊内生活体験者が火器・銃剣を「所持」して行う行事（執銃訓練等）は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）に、また「都道府県知事の許可なく火薬を爆発させ燃焼させること」は、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）にそれぞれ抵触するものである。そのほか安全管理等の見地からみて妥当でないものについても当然受諾しないとする趣旨のものである。

なお、「個人及び集団の行動に関する基本動作」の課目等において、依頼に応じて専門的な助言、模範展示等必要かつ合法的な範囲で援助することは差し支えない。
- e その他
 - 「公の財産を宗教上の組織若しくは、団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、その利用に供し」（憲法第 89 条）又は「政令で定める政治的行為」（自衛隊法第 61 条）を行うこと、その他営利行為に寄与することは法規に抵触することになるのでその対象・範囲にも注意を要する。
- (オ) 体験期間
 - 体験期間は、原則として 3 日～4 日を限度として効率的に実施し、努めて多数の者に隊内生活体験の機会を与えるよう留意すべきである。

体験期間が1週間を超える正当な理由があると判断される場合にあっては、あらかじめ陸上幕僚長の承認を得なければならない。

(2) 第20条「外国人の取扱い」

外国人の取材等については、国際関係に及ぼす影響等から一般の取材等とは区分した。

ここにいう外国人とは、軍人及び軍属を除く者をいい、軍人及び軍属の取扱いについては、在日外国陸軍武官等の取扱いに関する達（陸上自衛隊達第45—1号）に定めるところにより処理するものとする。